

2024.07.01

日本ノズル精機株式会社
女性活躍推進法に基づく一般事業行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 7月 1日～ 2029年 3月 31日までの5年間

2. 当社の課題

- 女性に適した業務がないという先入観があり、女性の採用が進んでいない。
- 有休消化について5日以上/年の取り組みはあるが出産、育児にかかわる従業員に対して積極的に休暇を取らせる体制が不足し、各管理職に任せている。管理職者に育児休業等の知識が不足敷いている。
- マタハラ、パワハラ等への知識が不足している。

3. 内容

目標1：採用に向けた定例会でも女性の職場を議論に加え、採用枠の中で女性に関する部分を強化する。

<対策>

- 2024年 5月～ 役員会議での採用情報の意見交換
- 2024年 7月～ 管理職会議での女性採用方針の共有

目標2：育児世帯従業員への有休取得日数を1人当たり年間10日以上とする。

<対策>

- 2024年 7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握の中で育児世帯従業員を把握
- 2024年 7月～ 各部署において対象者の年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2024年 7月～ 2回/年の労務管理報告時に進捗把握と達成に向けた対策の提示、及び全体集会での制度周知

目標3：ハラスメント教育の拡充

<対策>

- 2024年 6月～ 計画的な教育に向けて年2回以上研修の場を設けるように教育計画策定
- 2024年 7月～ 2回/年の教育実施報告時に実施状況とハラスメント発生状況報告